【議会改革】

あっせん収賄容疑で逮捕の
榎本元区議会議長に辞職求める

自民党の榎本議員は、議長を務めていた2022年2月に、区教育センターの清掃管理業務の指名競争入札についての情報を、区幹部職員から不正に聞き出し、業者に渡した見返りとして 30 万円を受け取った、あっせん収賄容疑で 7 月に逮捕・起訴されました。

日本共産党区議団は、「議員の立場を利用し不正に情報を入手し、公平・公正であるべき入札を歪めるなど許されない」として、榎本雄一議員の辞職勧告決議案を提案しました。

これに対し、自民党や立憲民主党、維新などは、「推定無罪」を主張して反対。議長は、「もう少し様子を見たい」と、日本共産党と公明党がそれぞれ提出した辞職勧告決議案を本会議に上程せず棚上げしました。日本共産党は、最後まで上程を求めましたが、公明党は棚上げを容認しました。

しかし、この辞職勧告決議案の提案がきっかけとなり、榎本氏本人から「辞職願」が提出され辞職しました。

日本共産党区議団は、議会としての真相解明と政治倫理条例の制定など再発防止に取り組むことを要求。その後、区議会の政治倫理条例制定を実現させました。



唯一自民党が反対してきた「費用弁償の廃止」が実現

日本共産党区議団が議会改革の１つとして議長に申し入れを行なっていた「費用弁償の廃止」が2023年1月議会で可決。4月から廃止されました。

費用弁償は、報酬とは別に、本会議や委員会に出席するたびに3千円が支給されていました。日本共産党区議団は、「本会議や委員会への出席は議員としての当然の職務で、毎月の報酬の他に、費用弁償を受け取るのは、報酬の二重取りだ」として廃止を求め、これまでも5千円だった費用弁償を3千円へ引き下げさせてきました。

「費用弁償の廃止」を議論してきた議会制度のあり方検討会では、唯一、自民党が反対。しかし、榎本議員の入札不正など自民党への批判が高まる中、ついに廃止に同意せざるを得なくなりました。



共産党の指摘で
木村弥生氏の退職金支給が停止に

2023年4月の区長選において、木村弥生氏が、違法な有料広告動画をインターネットに掲載していたことが明らかになり、東京地検特捜部は、公職選挙法違反容疑で区役所の区長室等を家宅捜索、事情聴取を行いました。

当初、木村氏は、「支援者が掲載した」などと議会で説明し、自らの関与を否定していましたが、その後、自民党元衆議院議員の柿澤未途氏の指南で有料広告動画を掲載したことが判明。議会での答弁が虚偽であったことが明らかとなる中、辞職を表明しました。

事件の真相も語らず、区長就任からわずか半年余りで辞職することになったにもかかわらず、木村氏には500万円余りの退職金が支給されることに、区民から批判の声が上がりました。

共産党区議団は2023年11月の本会議質問で、退職金支給の停止を求め、その結果、共産党の主張通り、区は退職金の支給を停止しました。また、公職選挙法違反で有罪が確定し、当選自体が無効となり、区は、報酬返還訴訟を行いました。

区民への説明責任果たす「本会議討論」が実現

2024年1月議会から、本会議討論が実施されることになりました。日本共産党区議団が長年にわたって実施を求めてきたものです。

共産党は、議会制度のあり方検討会で「23 区で実施していないのは、江東区と文京区だけ」「区民への説明責任を果たすべき」「インターネット中継が行われる本会議での討論を行うべき」」と主張しましたが、自民党は「必要ない」と反対。公明党は「委員会で賛否は述べられる」「議事録も公開されている」などと主張し、反対しました。

選挙で選ばれた議員として、議案に対し、最終議決の場である本会議で賛否の理由を明らかにすることは、区民に対する説明責任を果たす上でも極めて重要です。

当面、本会議初日に提案された予算、決算を討論の対象とすることになりましたが、区長が提案するすべての議案を対象とするよう、引き続き求めています。



区政史上初めて　辞職勧告決議案可決
公職選挙法違反容疑で起訴の星野、米沢、西垣の３区議に

2024年2月に開かれた第１回定例会・本会議で、共産、自民・参政・無所属クラブ、公明の三会派共同で提出した「西垣誠、米沢和裕、星野博の3区議に対する辞職勧告決議案」が賛成26、反対13で可決しました。

3人の区議会議員は、木村弥生氏の区長選挙をめぐり、元自民党衆議院議員の柿沢未途氏からそれぞれ 20 万円を受け取っていたことが明らかとなり、2024年1月に在宅起訴されました。

日本共産党区議団が「3 人の区議は区民への説明責任を果たすとともに、直ちに辞職を」と求めたのに対し、当初自民党は「出処進退は議員本人が決めること」と主張。公明党は何も発言しないという状況でした。

しかし、日本共産党区議団が、辞職勧告決議案を提出すると、相次ぐ自民党の汚職や不正、国会の裏金問題などで区民の批判が高まる中、公明党からも辞職勧告決

議案が提案され、自民党からは日本共産党に対し、「共同提案したい」との申し入れがあり、三会派共同での提案となりました。

維新の会や国民民主、立憲民主の議員などは、「推定無罪」「司法の判断を待つべき」と決議に反対しました。

自民党の政治家の相次ぐ汚職や不正は、江東区政と議会に対する信頼を大きく損ねるもので、社会的、政治的責任は極めて重いと言わざるを得ません。辞職勧告決議の可決は、区政史上初めてのことであり、日本共産党区議団が果たした役割はきわめて重要です。

区議会政治倫理条例を制定

2025年5月の臨時本会議において「江東区議会議員政治倫理条例」を全会一致で可決しました。

2022年の榎本元区議会議長の収賄事件が発生したのをきっかけに、日本共産党区議団は、幹事長会や議会運営委員会、本会議などで、「区政への信頼を取り戻すために、区民公開の場で、政治倫理条例を制定すべき」と主張。「政治倫理に関する検討会」が設置され、政治倫理条例の制定に向けた検討を始めました。

その後、区長選で「クリーンな区政」を掲げ当選した木村弥生氏が公選法違反で辞職、さらに自民党の現職区議会議員も相次ぐ公職選挙法違反による起訴や自民党国会議員による裏金づくりが大きな問題となるなど、政治不信が一層高まりました。

そうした中、日本共産党区議団は、「厳しい内容の条例を制定することが必要」と検討会でも主張し、「家族も含めた資産公開」や「区の事業を委託・指定管理を受けている事業者からの献金の禁止」「議員が役員を務める企業名の届出」などを盛り込むことを求めました。

政治不信が続く中、今回の条例制定で終わりとせず、より厳しい規定への見直しを進め、議員自らが襟をただし、区民の信頼を回復していくことが必要です。